

## 魅力いっぱい農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者だけが利用できる安心な制度です。

### ○7つのメリット

- ① 将来の年金受給に必要な原資を自ら積立、運用していく「積立方式」です。
- ② 国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば、誰でも加入できます。
- ③ 保険料は、月額2万円から最高6万7千円まで、千円単位で自由に選択できます。
- ④ 年金は80歳までの保証が付き、終身にわたって受けられます。
- ⑤ 早く加入するほど有利な複利方式です。
- ⑥ 保険料は全額、所得税の社会保険料控除の対象です。
- ⑦ 認定農業者、青色申告者、家族経営協定締結者等の方は、要件に応じて国の保険料助成が受けられます。

### ○お問い合わせ

産業課 農業委員会G  
☎(84)2582 (直通)

## 農業は適切に使用しましょう

夏になり、農業を使用する機会が増えますが、農業の使用は

必要最低限にとどめ、農業以外の方法も検討しましょう。

農業を使用する際は、商品のラベルに記載してある注意事項を必ず確認してください。使い慣れた農業であつても、「効果薬害等の注意」や「安全上の注意」など、忘れていないことがないか使用する前によく読み、適切に使用しましょう。

### ○お問い合わせ

産業課 地域振興G  
☎(84)2582 (直通)

## 児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当とは、父母の離婚や死亡などにより、ひとり親となった家庭の生活の安定と自立の促進を目的として、手当が支給される制度です。

手当を受給するためには、要件があります。

現在、児童扶養手当を受給されている方は、毎年8月末までに現況届を提出することになっています。現況届の提出をしないと、8月以降の手当が受けられませんので、ご注意ください。

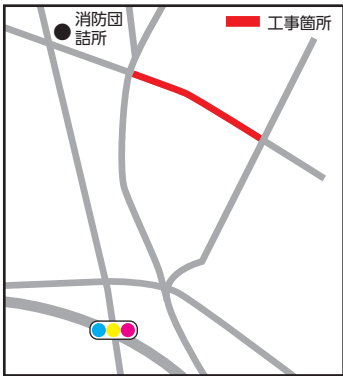
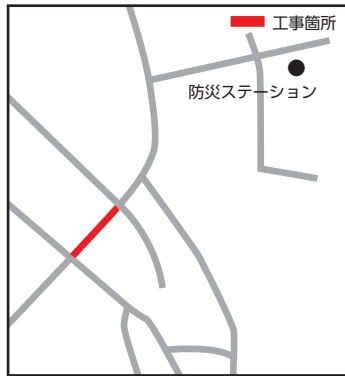
### ○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G  
☎(84)0006 (直通)

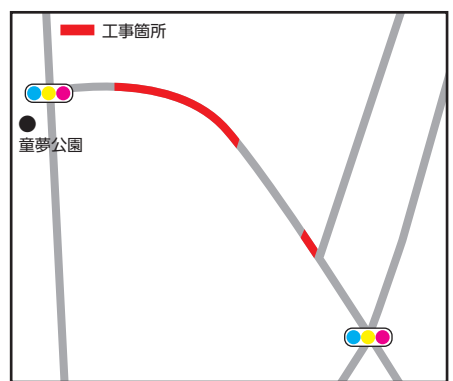
## 道路工事等の実施のお知らせ

町道の改良工事等を次のとおり実施します。工事期間中は、通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

- ① 町道55号線道路改良工事  
工事期間 令和3年1月上旬まで  
工事箇所 山王地内
- ② 町道1026号線道路修繕工事  
工事期間 令和2年9月下旬まで  
工事箇所 小手指地内



- ③ 町道8号線道路修繕工事  
工事期間 令和2年9月下旬まで  
工事箇所 元栗橋・原宿台地内
- ④ 利根川レクリエーション公園トイレ等解体工事  
工事期間 令和2年9月下旬まで  
工事箇所 山王地内



※施工業者につきましては、決まり次第、町公式ホームページに掲載します。

### ○お問い合わせ

都市建設課 建設・地籍G  
☎(84)3347 (内線293)